

仕 様 書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当：河北、田村 電話：222-3952)

件名	ごみ収集車の購入について
納入期限	令和9年3月31日まで
納品車両	ごみ収集車（2トン車及び3トン車）
総則	（1）本契約は車台、架装の一括契約とする。 （2）契約希望者は、仕様書内容を十分に確認、理解すること。契約後の異議申立ては認めない。 （3）車両の製作に当たっては、本市の収集、整備作業が容易、簡便、確実、安全に行え、これを妨げるものでないこと （4）道路運送車両法の保安基準に適合し、かつ厚生労働省通達の安全指導基準に適合したものであること。 （5）提供車両は、京都市公用車購入等に係る車種選定要綱にかかる指定車種であり、平成28年排出ガス規制、自動車NOx・PM法に適合しているものとする。 （6）台数は2t車6台、3t車1台とする。 （7）2t車の仕様は別紙1のとおりとし、3t車の仕様は別紙2のとおりとする。 （8）納入車両は、バイオディーゼル燃料を混合した軽油（B5燃料）を使用する。

ごみ収集車仕様書

(2 t 積、4 m³、ダンプ式スケールパッカー車)

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(担当：河北、田村 電話：075-222-3952)

第 1 条 この仕様書は、次に示す車台及び架装完成諸元を備えたものに適用する。

(1) 車台

ア 車種及び台数

車種	台数
三菱キャンター 2 トンベース塵芥車 (回転板式) 架装一式 2RG-FEAVO	6 台

上記車種又は同等品以上。新規登録車に限る。長期在庫車は認めない。

イ 年式

令和 7 年又は令和 8 年

ウ 車台形状

塵芥車

エ 標準最大積載量

2, 000kg 以上

オ エンジン諸元

(ア) 型式

ディーゼルエンジン

(イ) 総排気量

2, 800cc 以上から 8, 000cc 未満

(ウ) 最大出力

120ps 以上

カ 燃料タンク容量

70L 以上

キ タイヤ

前輪 シングルタイヤ (オールシーズン用タイヤ)

後輪 ダブルタイヤ (オールシーズン用タイヤ)

ク 最小回転半径

5. 5m 以下

ケ その他

(ア) オートマチック又はマニュアルトランスミッションの 2 ペダル式

(イ) パワーステアリング

- (ウ) チルトハンドル（前後可動のもの）
- (エ) チルトキャブ式
- (オ) ハイルーフキャビン
- (カ) パワーウィンドウ
- (キ) 前輪ディスクブレーキ
- (ク) 後輪ディスクブレーキ又は後輪ドラムブレーキ

(2) 架装

ア 形式

新明和工業製GR042又は同等品以上
(積込方式は回転板式、排出方式はダンプ式)

イ 積載容量

4.0 m³以上

ウ 完成車諸元

(ア) 長さ

5, 400mm 以下

(イ) 幅

1, 870mm 以下

(ウ) 高さ

2, 400mm 以下

(エ) 最大積載量

2, 000kg 以上

第2条 改造部分は、次のとおりとする。

(1) 車台（全般）

- ア 積載データのデジタル処理が可能な計量装置を取り付けること。
- イ 運転室中央席にアシストグリップを取り付けること。加えて、中央席同乗者の安定に資する工夫を提案し、本市と協議のうえ施すこと。
- ウ 運転席及び助手席底部に断熱対策を講じること。
- エ 座席シートをできるだけフラットにすること。
- オ 運転室中央席の床部分におけるフラット化の有無等やふくらはぎ部分の垂直化について、別途行う本市の指示に従うこと。
- カ 運転室中央席の座り心地を改善させる措置を講じること。なお、措置の内容については、本市と協議し、仕上がりについては必要に応じて本市が検査を行い、適宜、調整を行うこと。
- キ P.T.O スイッチ・各種警報ランプのパネルを一体化すること。
- ク ドアは集中ドアロックであること。
- ケ 左右ドアを補強するとともに、左側ドアにベルト式ドアストッパーを取り付ける

こと。

コ 両側サイドミラーは、単一曲面のものとし、片側ずつ格納できる電動格納式リモコンサイドミラーとし、左側のみアンダーミラー（160mm 以上）を 2 個取り付けること。

（2）車台（運転席）

次の装備を運転席に取り付けること。

ア ストップランプ球切れモニターランプ

イ 積込作業中の表示ランプ

ウ ホッパードア開口確認ランプ

エ バックシフト確認の表示灯

オ 回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）

カ ハザートランプスイッチ（右側に追加）

キ エンジンの回転数を上げるチョーク

（3）架装

ア 荷箱天井部の中央 1 箇所、後ろ 2 箇所に消火ハッチを設置すること。

イ 汚水タンク、汚水排出パイプを取り付けること。

ウ 車両後部に LED 式作業表示灯（「作業中」と表示）を設置すること。（市光工業株式会社製 IS - 100 又は同等品以上）

なお、ホッパードアに設置する場合は、取り付け部分を補強すること。

エ 作業表示灯は、P.T.O スイッチと連動させること。

オ 架装後部に機械式緊急停止装置（第 3 スイッチ）を取り付けること。

カ 車両後部にバックランプ（2 箇所）を取り付けること。

キ ホッパー内部にほこり押え散水装置（4 箇所以上）を取り付けること。

ク ホッパーの投入口に可動式のスチール製ごみ飛散防止パネル（資源ごみ・生ごみ・廃プラ兼用）を取り付けること。

ケ 荷箱後部左右にテールゲートインターロックスイッチを取り付けること。

コ 高圧ホースはビニールホースで被覆し、両端を固定すること。

サ 架装後部に冬季暖気運転用パネル逆転スイッチの取り付けすること。

シ ホッパードア下部に内容物の飛散防止のためのゴムを付けること。

ス ホッパードア内側にゴムを取付け、走行中の騒音防止対策を講じること。

セ テールゲート左右両側に積込みスイッチが作動可能であることを表示するグリーンランプを取り付けること。（P.T.O が入っている時及びレンジが「P」又は「N」の時に点灯していること。）

ソ テールゲート左右両側に連絡用ブザーを取り付けること。

ナ テールゲート両外側に安全棒を取り付けること。

ニ テールゲート開閉時の専用警報ブザーを取り付けること。

ヌ テールランプボックス内外部を補強すること。

- ネ 荷箱左右に点検窓を最大限に大きく取り付けること。
- ノ 車両右側側面後方にT型排気マフラーを設置すること。

第3条 塗装又はシール貼付

- (1) 指定3色（無鉛塗料、必要に応じて契約業者に本市から見本の貸出あり）にて全塗装すること。
- (2) ボディ左右に市章、京都市環境政策局名、指定文字及び京都市の環境マスコット「エコちゃん」のロゴマークを記入すること。
- (3) ボディ後部に市章及び指定文字を記入すること。
- (4) ボディ後部に白地に赤色文字で「法定速度厳守」と記入すること。
- (5) ボディ後部に白地に黒色文字で「危険ですからごみは職員に」と記入すること。
- (6) ホッパードアに追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。
- (7) ボディ裏及びフェンダー表裏塗装は、ボディスカート部と同色とすること。

第4条 契約業者は、次の付属品等を揃えて納車すること。

(1) 取り付け付属品

取り付け位置の指定をしていないものは、別途指示する。

- ア フォグランプ（左・右2箇所）
- イ 配車先明示板（マグネット式）
- ウ 消火器（自動車用 ABC 粉末国検品4型）
- エ ちり取入れ（ストッパー2個、4枚分）、箒たて（2本分）（ボルト取り付け）
- オ 脱落防止対策を講じたは止め置き
- カ 垂れ幕用フック（車両左側4箇所）
- キ カップ入れ
- ク サイドバイザー（2箇所）
- ケ 代替フロン使用のカーエアコン（純正）
- コ カーラジオ（純正、AM、FM 付き）
- サ 音声によるホーン（バック、左折）
なお、スモールランプ点灯時には左折音量が小さくなり、バックは解除となること。
- シ 広報用装置（マイクアンプ付き）
- ス ハイバックシート（3席）
- セ センターシートヘッドレスト
- ソ 運転席、助手席の天井に小物入れ
- タ 運転席、助手席にエアバック
- チ 運転席シート及び助手席シートにビニルカバー（助手席底部に針金で固定する方式で取り外しができるもの）

ツ 道路運送車両の保安基準第 4 4 条第 2 項の告示で定める基準を満たすバックモニター (STONKAM 製 カメラ型番 : FDH685、モニター型番 : HD272-006 又は同等品以上)

テ ドライブレコーダー (COMTEC 製 HDR204G 又は同等品以上)

ト デイライト (市光工業株式会社 タイプ 5X 白色又は同等品以上)

ナ デジタルタコグラフ

デジタルタコグラフ本体は、本市が提供する。本市の既存車両に設置しているものを取り外し、ダッシュパネルに取り付けること。

ニ ETC 車載器 (矢崎製 ETC 2. 0) 【2 台のみ】

デジタルタコグラフと連動し、高速乗り降り時に自動的に高速モードへの切り替えを行うこと。

ヌ 運転席及び助手席に飲料物の飛散防止対策を講じたカップホルダー

(2) 付属品

ア フロアマット	一式
イ 自動車用標準工具 (工具入れ含む)	一式
ウ 停止表示板	1 個
エ バックレスト (W型)	3 枚
オ 発煙筒	2 本
カ 非常用赤旗	1 本
キ は止め (木又はプラスチック製)	2 個
ク タイヤチェーン	1 セット
ケ スペアタイヤ (ホイール付)	1 本
コ スタッドレスタイヤ (ホイール付)	6 本

第 5 条 契約業者は、次の書類、図面等を本市に提出しなければならない。

(1) 車台全体図 (1/20)	計 3 部
(2) 改造内容検討書	計 3 部
(3) 車検証、自賠責証書写し及びリサイクル券の写し	各 3 部
(4) 取扱説明書	各 4 部
(5) 修理説明書、部品カタログ※	各 2 部

※ 部品カタログ等が電子情報となっている場合は、情報メディア (CD-ROM) を 2 セット用意すること。ただし、(5) に該当する資料がない場合は提出を求めない。

(6) 写真 (前後、左右、サービス判カラー)	各 1 組
(7) その他、本市が必要とする書類又は図面	

第 6 条 検査及び登録

(1) 契約者は、本市が行う完成検査を受けなければならない。

また、本市が製造中に検査を行うことがある。

- (2) 検査の実施場所は、製造中の検査を契約業者製作工場とし、完成検査を本市指定の場所とする。
- (3) 自動車新規登録等納入に関する諸手続き及びそれに係る諸経費の負担については、契約業者が行うものとする。
- (4) 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税並びにリサイクル料については、本市が負担する。

第7条 納入時の点検整備等

- (1) 納入時に、十分な点検整備を行っておくこと。
- (2) 納車時の燃料は、本市の指示に従うこと。

第8条 納入場所及び納入期限

- (1) 納入場所は、京都市環境政策局生活環境美化センターとする。
- (2) 納入期限は、令和9年3月31日までとする。
- (3) 車台回送費等に要する費用は、契約業者の負担とする。

第9条 保証及び責任確立

- (1) 納車後1年以内に故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、無償交換（修理）又は改造を行うこと。
また、無償交換（修理）又は改造を行った後、1ヶ月以内に再度、同様の故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、原因を調査した結果と措置内容を示した文書を本市に提出するとともに、必要に応じて本市に内容を説明すること。
- (2) 納車後1年以内に3回以上故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、当該車両を総点検し、同一車両での故障（事故及び過失の損傷は除く）を防ぐこと。
- (3) (1)、(2)の措置を行ってもなお、納車後2年以内に著しく故障（事故及び過失の損傷は除く）回数が多い場合、当該車両について、車両本体の無償交換を行うこと。
- (4) 製作上の欠陥による場合は、1年以内に限らず使用期間中保証すること。
- (5) 整備上の所要部品は、架装を含め、納入後10年以上確保すること。
- (6) 車両の操作性等に不具合があった場合、本市の指示に従い、速やかに改善を行うこと。

第10条 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、本市と協議を行い、その指示に従うこと。

ごみ収集車仕様書

(3 t 積、5 m³、押出式パッカー車)

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課
(担当：河北、田村 電話：075-222-3952)

第 1 条 この仕様書は、次に示す車台及び架装完成諸元を備えたものに適用する。

(1) 車台

ア 車種及び台数

車種	台数
三菱キャンター 3 トンベース塵芥車 (プレス式) 架装一式 2RG-FEB90	1 台

上記車種又は同等品以上。新規登録車に限る。長期在庫車は認めない。

イ 年式

令和 7 年又は令和 8 年

ウ 車台形状

塵芥車

エ 標準最大積載量

2, 500kg 以上

オ エンジン諸元

(ア) 型式

ディーゼルエンジン

(イ) 総排気量

2, 800cc 以上から 8, 000cc 未満

(ウ) 最大出力

175ps 以上

カ 燃料タンク容量

100L 以上

キ タイヤ

前輪 シングルタイヤ (オールシーズン用タイヤ)

後輪 ダブルタイヤ (オールシーズン用タイヤ)

ク 最小回転半径

5. 5m 以下

ケ その他

(ア) オートマチック又はマニュアルトランスミッションの 2 ペダル式

(イ) パワーステアリング

- (ウ) チルトハンドル（前後可動のもの）
- (エ) チルトキャブ式
- (オ) ハイルーフキャビン
- (カ) パワーウィンドウ
- (キ) 前輪ディスクブレーキ
- (ク) 後輪ディスクブレーキ又は後輪ドラムブレーキ

(2) 架装

ア 形式

新明和工業製 G T O 6 3 同等品以上
 （積込方式はプレス式、排出方式は押出式）

イ 積載容量

5.0 m³以上

ウ 完成車諸元

（ア）長さ

6,000mm 以下

（イ）幅

2,200mm 以下

（ウ）高さ

2,500mm 以下

（エ）最大積載量

2,500kg 以上

第2条 改造部分は、次のとおりとする。

(1) 車台（全般）

- ア 運転室に乗降用グリップを取り付けること。
- イ 運転室中央席にアシストグリップを取り付けること。加えて、中央席同乗者の安定に資する工夫を提案し、本市と協議のうえ施すこと。
- ウ 運転席及び助手席の底部に断熱対策を講じること。
- エ 座席シートをできるだけフラットにすること。
- オ 運転室中央席の床部分におけるフラット化の有無やふくらはぎ部分の垂直化等について、別途行う本市の指示に従うこと。
- カ 運転室中央席の座り心地を改善させる措置を講じること。
 なお、措置の内容については、本市と協議し、仕上がりについては必要に応じて本市が検査を行い、適宜、調整を行うこと。
- キ P.T.O スイッチ・各種警報ランプのパネルを一体化すること。
- ク ドアは集中ドアロックであること。
- ケ 左右ドアを補強するとともに、左側ドアにベルト式ドアストッパーを取り付ける

こと。

コ 両側サイドミラーは、単一曲面のものとし、片側ずつ格納できる電動格納式リモコンサイドミラーとし、左側のみアンダーミラー（160mm 以上）を 2 個取り付けること。

（2）車台（運転席）

次の装備を運転席に取り付けること。

ア ストップランプ球切れモニターランプ

イ 積込作業中の表示ランプ

ウ ホッパードア開口確認ランプ

エ バックシフト確認の表示灯

オ 回転板緊急停止時点灯の警報ランプ（赤色）

カ ハザートランプスイッチ（右側に追加）

キ エンジンの回転数を上げるチョーク

（3）架装

ア コンテナ積込装置を取り付けること。

イ コンテナ収集用傾倒装置を取り付けること。

ウ コンテナごみ落ち防止板を強化すること。

エ 荷箱天井部の中央 1 箇所、後ろ 2 箇所に消火ハッチを設置すること。

オ 汚水タンク、汚水排出パイプの取り付けすること。

カ 車両後部に LED 式作業表示灯（「作業中」と表示）を設置すること。（市光工業株式会社製 IS - 100 又は同等品以上）

なお、ホッパードアに設置する場合は、取り付け部分を補強すること。

キ 作業表示灯は、P.T.O スイッチと連動させること。

ク 架装後部に機械式緊急停止装置（第 3 スイッチ）を取り付けること。

ケ 車両後部にバックランプ（2 箇所）を取り付けること。

コ ホッパー内部にほこり押え散水装置（4 箇所以上）を取り付けること。

サ ホッパーの投入口に可動式のスチール製ごみ飛散防止パネル（資源ごみ・生ごみ・廃プラ兼用）を取り付けること。

シ 荷箱後部左右にテールゲートインターロックスイッチを取り付けること。

ス 高圧ホースはビニールホースで被覆し、両端を固定すること。

セ 架装後部に冬季暖気運転用パネル逆転スイッチの取り付けすること。

ソ ホッパードア下部に内容物の飛散防止のためのゴムを付けること。

ナ ホッパードア内側にゴムを取付け、走行中の騒音防止対策を講じること。

ニ テールゲート左右両側に積込みスイッチが作動可能であることを表示するグリーンランプを取り付けること。（P.T.O が入っている時及びレンジが「P」又は「N」の時に点灯していること。）

ヌ テールゲート左右両側に連絡用ブザーを取り付けること。

- ネ テールゲート両外側に安全棒を取り付けること。
- ノ テールゲート開閉時の専用警報ブザーを取り付けること。
- ハ テールランプボックス内外部を補強すること。
- ヒ 荷箱左右に臭気防止扉を取り付けること。
- フ 荷箱左右に点検窓を最大限に大きく取り付けること。
- ヘ 車両右側側面後方にT型排気マフラーを設置すること。

第3条 塗装又はシール貼付

- (1) 指定3色（無鉛塗料、必要に応じて契約業者に本市から見本の貸出あり）にて全塗装すること。
- (2) ボディ左右に市章、京都市環境政策局名、指定文字及び京都市の環境マスコット「エコちゃん」のロゴマークを記入すること。
- (3) ボディ後部に市章及び指定文字を記入すること。
- (4) ボディ後部に白地に赤色文字で「法定速度厳守」と記入すること。
- (5) ホッパードアに追突防止及び危険防止の虎縞模様を入れること。
- (6) ボディ裏及びフェンダー表裏塗装は、ボデイスカート部と同色とすること。

第4条 契約業者は、次の付属品等を揃えて納車すること。

(1) 取り付け付属品

取り付け位置の指定をしていないものは、別途指示する。

- ア フォグランプ（左・右2箇所）
- イ 配車先明示板（マグネット式）
- ウ 消火器（自動車用ABC粉末国検品4型）
- エ ちり取入れ（ストッパー2個、4枚分）、箒たて（2本分）（ボルト取り付け）
- オ 脱落防止対策を講じたは止め置き
- カ 垂れ幕用フック（車両左側4箇所）
- キ カップ入れ
- ク サイドバイザー（2箇所）
- ケ 代替フロン使用のカーエアコン（純正）
- コ カーラジオ（純正、AM、FM付き）
- サ 音声によるホーン（バック、左折）

なお、スモールランプ点灯時において、左折音声は音量が小さくなり、バック音声はなくなること。

- シ 広報用装置（マイクアンプ付き）
- ス ハイバックシート（3席）
- セ センターシートヘッドレスト
- ソ 運転席、助手席の天井に小物入れ

タ 運転席、助手席にエアバック

チ 運転席シート及び助手席シートにビニルカバー（助手席底部に針金で固定する方式で取り外しができるもの）

ツ 道路運送車両の保安基準第44条第2項の告示で定める基準を満たすバックモニター（STONKAM 製 カメラ型番：FDH685、モニター型番：HD272-006 又は同等品以上）

テ ドライブレコーダー（COMTEC 製 HDR204G 又は同等品以上）

ト デイライト（市光工業株式会社 タイプ 5X 白色又は同等品以上）

ナ デジタルタコグラフ

デジタルタコグラフ本体は、本市が提供する。本市の既存車両に設置しているものを取り外し、ダッシュパネルに取り付けること。

ニ 運転席及び助手席に飲料物の飛散防止対策を講じたカップホルダー

（2）付属品

ア フロアマット	一式
イ 自動車用標準工具（工具入れ、10t ジャッキ含む）	一式
ウ 停止表示板	1 個
エ バックレスト（W型）	3 枚
オ 発煙筒	2 本
カ 非常用赤旗	1 本
キ は止め（木又はプラスチック製）	2 個
ク タイヤチェーン	1 セット
ケ スペアタイヤ（ホイール付）（オールシーズン用タイヤ）	1 本
コ スタッドレスタイヤ（ホイール付）	6 本

第5条 契約業者は、車両納入前後に次の書類、図面等を本市に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------|-----|
| （1）車台全体図（1/20） | 計3部 |
| （2）改造内容検討書 | 計3部 |
| （3）車検証、自賠責証書及びリサイクル券の写し | 各3部 |
| （4）取扱説明書 | 各4部 |
| （5）修理説明書、部品カタログ※ | 各2部 |

※ 部品カタログ等が電子情報となっている場合は、情報メディア（CD-ROM）を2セット用意すること。ただし、（5）に該当する資料がない場合は提出を求めない。

- | | |
|-----------------------|-----|
| （6）写真（前後、左右、サービス判カラー） | 各1組 |
| （7）その他、本市が必要とする書類又は図面 | |

第6条 検査及び登録

- （1）契約者は、本市が行う完成検査を受けなければならない。

また、本市が製造中に検査を行うことがある。

- (2) 検査の実施場所は、製造中の検査を契約業者製作工場とし、完成検査を本市指定の場所とする。
- (3) 自動車新規登録等納入に関する諸手続き及びそれに係る諸経費の負担については、契約業者が行うものとする。
- (4) 自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税並びにリサイクル料については、本市が負担する。

第7条 納入時の点検整備等

- (1) 納入時に、十分な点検整備を行っておくこと。
- (2) 納車時の燃料は、本市の指示に従うこと。

第8条 納入場所及び納入期限

- (1) 納入場所は、京都市環境政策局生活環境美化センターとする。
- (2) 納入期限は、令和9年3月31日までとする。
- (3) 車台回送費等に要する費用は、契約業者の負担とする。

第9条 保証及び責任確立

- (1) 納車後1年以内に故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、無償交換（修理）又は改造を行うこと。

また、無償交換（修理）又は改造を行った後、1ヶ月以内に再度、同様の故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、原因を調査した結果と措置内容を示した文書を本市に提出するとともに、必要に応じて本市に内容を説明すること。

- (2) 納車後1年以内に3回以上故障（事故及び過失の損傷は除く）が生じた場合は、当該車両を総点検し、同一車両での故障（事故及び過失の損傷は除く）を防ぐこと。
- (3) (1)、(2)の措置を行ってもなお、納車後2年以内に著しく故障（事故及び過失の損傷は除く）回数が多い場合、当該車両について、車両本体の無償交換を行うこと。
- (4) 製作上の欠陥による場合は、1年以内に限らず使用期間中保証すること。
- (5) 整備上の所要部品は、架装を含め、納入後10年以上確保すること。
- (6) 車両の操作性等に不具合があった場合、本市の指示に従い、速やかに改善を行うこと。

第10条 本仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、本市と協議を行い、その指示に従うこと。